

命を守るために献血にご協力を!

日々、病気やけがなどで輸血を必要としている多くの患者さんがいます。ただ、輸血用血液製剤には有効期限があり、採血後4週間しかもちません。必要な患者さんにいきわたる量を保つために、常に多くの人の献血協力が必要です。

尊い命を守るため、ご協力をお願いします。



と き 3月26日(木) 15:30~17:00

と ころ 伯耆町農村環境改善センター

対 象 者 体重50kg以上、69歳までの人
※65歳以上の人は、60~64歳の間に献血経験がある場合に限りです。
※協力者の安全を第一に、当日受付で医師が総合的に判断し献血をご遠慮いただく場合があります。

- 薬の服用**
- 当日服用していても献血できる薬
血圧・高脂血症(コレステロール)・アレルギーの薬
尿酸値を下げる薬・漢方薬・一般的な胃腸薬
ビタミン剤やミネラルなどのサプリメント
 - 前日までの服用なら献血できる薬
頭痛薬・市販薬の風邪薬



◀鳥取県赤十字血液センター
ホームページ

問い合わせ先

健康対策課 健康増進室 ☎ 0859-68-5536

戸籍にフリガナが記載されます

戸籍法の改正により、令和8年5月26日以降、戸籍に「氏名のフリガナ」が記載されます。

本籍地の市区町村から通知された戸籍に記載する予定のフリガナを確認のうえ、フリガナが誤っていたら届出をしてください。

※伯耆町が本籍地の人は、令和7年7月に発送済みです。



◆フリガナの届出

通知のフリガナが正しい場合

フリガナの届出は不要です。

通知されたフリガナが戸籍に記載されます。

通知のフリガナが誤っている場合

正しいフリガナの届出をしてください。

届出期間：令和8年5月25日(金)まで

届出ができる人や届出方法等については、フリガナの通知(はがき)または町ホームページでご確認ください。



◀伯耆町
ホームページ

詐欺にご注意ください

- ・フリガナの届出に手数料はかかりません。
- ・届出をしなくても罰則はありません。

問い合わせ先

住民課 ☎ 0859-68-3116

法務省専用コールセンター・ナビダイヤル ☎ 0570-05-0310